（製錬の事業の指定の申請）

**第一条の二**　法第三条第二項の製錬の事業の指定の申請書の記載については、次の各号によるものとする。

［一～三　略］

四　法第三条第二項第五号の製錬施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項については、保安活動の計画、実施、評価及び改善に関する事項を記載すること。

2　前項の申請書に添付すべき核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（昭和三十二年政令第三百二十四号。以下「令」という。）第四条第二項に規定する事業計画書その他原子力規制委員会規則で定める書類は、次の各号に掲げるとおりとする。

［一～三　略］

四　製錬施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する説明書

［略］

五　［略］

六　［略］

3　［略］

4　法第三条第一項の指定を受けようとする者が法人である場合であつて、原子力規制委員会がその役員の職務内容から判断して業務に支障がないと認めたときは、第二項第七号に掲げる診断書に代えて当該役員が法第五条第三号に該当しないことを疎明する書類を提出することができる。

（変更の許可の申請）

**第二条**　令第五条の変更の許可の申請書の記載については、次の各号によるものとする。

一　令第五条第三号の変更の内容については、法第三条第二項第三号の製錬施設の位置、構造及び設備の変更に係る場合にあつては第一条の二第一項第一号に掲げる施設の区分によつて記載し、法第三条第二項第三号の製錬の方法の変更に係る場合にあつては系統図によつて記載し、同項第五号の製錬施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項の変更に係る場合にあつては第一条の二第一項第四号に規定する事項を記載すること。

二　［略］

2　法第三条第二項第三号又は第五号に掲げる事項の変更に係る令第五条の許可の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

［一～三　略］

四　変更後における製錬施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する説明書

3　［略］

（合併及び分割の認可の申請）

**第三条**　法第八条第一項の合併又は分割の認可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に、当事者が連署（新設分割の場合にあつては、署名）をして、これを原子力規制委員会に提出しなければならない。

［一～六　略］

七　製錬施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項

（製錬の事業の指定の申請）

**第一条の二**　［同上］

［一～三　同上］

［号を加える。］

2　［同上］

［一～三　同上］

［号を加える。］

四　［同上］

五　［同上］

六　［同上］

3　［同上］

4　法第三条第一項の指定を受けようとする者が法人である場合であつて、原子力規制委員会がその役員の職務内容から判断して業務に支障がないと認めたときは、第二項第六号に掲げる診断書に代えて当該役員が法第五条第三号に該当しないことを疎明する書類を提出することができる。

（変更の許可の申請）

**第二条**　［同上］

一　令第五条第三号の変更の内容については、法第三条第二項第三号の製錬施設の位置、構造及び設備の変更に係る場合にあつては、第一条の二第一項第一号に掲げる施設の区分によつて記載し、法第三条第二項第三号の製錬の方法の変更に係る場合にあつては、系統図によつて記載すること。

二　［同上］

2　法第三条第二項第三号に掲げる事項の変更に係る令第五条の許可の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

［一～三　同上］

［号を加える。］

3　［同上］

（合併及び分割の認可の申請）

**第三条**　法第八条第一項の合併又は分割の認可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に、当事者が連署（新設分割の場合にあつては、署名）して、これを原子力規制委員会に提出しなければならない。

［一～六　同上］

［号を加える。］